

# 広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」

## 協働発行事業者選定プロポーザル実施要領

本要領は、広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行事業の実施に当たり、事業全般に関して最も適正な企画力及び実施体制をもった事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

### 1 募集の概要

#### (1) 事業名称

広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行事業

#### (2) 目的

姫路市（以下「市」という。）では、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を専門職が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることを目的として「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を行っている。訪問時に配布する、市の子育て支援に係る各種制度・事業や安心して子どもを育てるための有用な情報記事を掲載した広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」を市と民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が協働で発行する。

#### (3) 業務内容

広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行業務要求水準書のとおり

#### (4) 業務期間

協定締結日から令和10年3月31日まで

### 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 資本関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。  
(ア) 組合とその組合員  
(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 平成31年4月1日以降に完了した、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人等）が発注した冊子等の出版物の発行業務の履行実績を元請として有すること。

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市健康福祉局保健所健康課（以下、保健所健康課という。）

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

電話（079）289-1641 FAX（079）289-0210

E-mail hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp

(2) 協定条項を示す期間及び場所

協定条項を示す期間	令和6年（2024年）8月26日（月）から令和6年（2024年）10月4日（金）まで本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	保健所健康課（姫路市ホームページにも掲載） ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html</a> )

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目		日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和6年8月26日(月)
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和6年9月2日(月)午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和6年9月4日(水)
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和6年9月9日(月)午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和6年9月11日(水)正午以降
6	提案資料提出書類の受付期限	令和6年9月19日(木)午後4時
7	審査結果の通知	令和6年9月27日(金)(予定)
8	協定締結予定及び審査結果の公表	令和6年10月4日(金)(予定)

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。

##### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式第1号)
- (イ) 業務実績調書(様式第2号)
- (ウ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたものの原本、市税の納税義務がある場合に限る。)
- (エ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3。)(公告日以後に発行されたものの原本)
- (オ) 履歴事項全部証明書(令和6年5月26日以降に発行された最新のものの原本)

##### イ 提出部数

各1部

##### ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和6年(2024年)8月26日(月)から令和6年(2024年)9月2日(月)まで(本市の休日を除く)
閲覧の場所	保健所健康課 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。) ( <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html</a> )

##### エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

##### オ 提出場所

保健所健康課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和6年8月28日（水）午前9時から9月2日（月）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和6年9月4日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールにより通知するとともに、到達確認のため電話連絡を行う。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。その場合は、令和6年9月9日（月）正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により保健所健康課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は、行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第3号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excel とする。）また、メール送信後は、到達確認のため保健所健康課へ電話連絡をすること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

hokensho-kenko@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和6年9月9日（月）午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和6年9月11日（水）正午以降

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html>)

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

- イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。
- ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

### (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行事業提出書類（提案資料）の提出書類一覧に掲げる書類一式

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000028337.html>)

### (2) 提出部数前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第5号、6号、7号、8号-1、8号-2、8号-3、8号-4、8号-5、8号-6、8号-7（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

### (4) 提出場所

保健所健康課

### (5) 提出期間（提案受付期間）

令和6年9月13日（金）午前9時から令和6年9月19日（木）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

### (6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本事業の協働発行事業候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

## 9 提案資料の審査及び協働発行事業候補者の特定

### (1) 審査及び協働発行事業候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に評価点を算出する方法による。総合評価点は、提案等に関する審査員全員の評価点の合計点により算出する。（満点100点）

イ 提案に関する評価は、広告付き子育て情報冊子「こんにちは赤ちゃん」協働発行业者選定プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、評価点の最も高い提案者を協働発行业者候補者とする。

オ 協働発行业者候補者となるべき評価点の者が2者以上ある場合は、次号の「ア 提案内容」、「イ 業務遂行能力」の順で評価点が高い提案者を協働発行业者候補者とする。

以上の判定の結果、それでもなお同点のものが2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより協働発行业者候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	得点
ア 提案内容	(1)業務実施方針	・事業の目的を的確に理解し、具体的な企画提案となっているか。	5	75
	(2)業務計画	・期間内に無理なく業務遂行ができるスケジュール設定となっているか。	5	
	(3)広告募集計画	・広告の募集方法及び審査体制、掲載予定数、掲載方法・内容は適切か。	15	
	(4)表紙デザイン	・冊子の表紙に魅力があるか。	10	
	(5)冊子の構成・レイアウト	・行政情報の掲載内容は姫路市が提供する情報に沿った内容であるか。 ・文字のサイズやバランス、余白の使い方など、読みやすいデザイン、レイアウトになっているか。	10	
		・育児情報の掲載内容は、保護者が安心して子どもを育てるための有用な内容であるか。 ・文字のサイズやバランス、余白の使い方など、読みやすいデザイン、レイアウトになっているか。	10	
・調べたい情報が検索しやすいよう工夫されているか。		10		
	・事業の目的に合った、魅力のある独自提案がされているか。	10		

イ 業務遂行能力	業務体制	・安定的に業務を遂行するにあたり、必要な人員配置体制がとられているか。	10	15
		・市との連携体制はしっかりしているか。	5	
	業務実績	・平成31年4月1日以降に完了した、国や地方公共団体又はこれに準ずる団体（公共法人等）が発注した冊子等の出版物の発行業務の履行実績を元請として有しているか（参加表明の際に示したのも1件としてよい）。（協定、契約ごとに1件として、1件あたり2点、最大5件）	10	10

※1 下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

(3) その他

- ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、協働発行业務候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 協働発行业務候補者の特定を令和6年9月27日（金）（予定）に行う。特定された協働発行业務候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、協働発行业務候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 協働発行业務者名、協定締結予定日及び審査結果については、令和6年10月4日（金）（予定）に姫路市ホームページに掲載する
- カ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 10 協働発行业務候補者特定後の手続き

- (1) 審査の結果、特定した協働発行业務候補者と協定締結の交渉を行い、合意した場合に協定を締結する。
- (2) 協働発行业務候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、協働発行业務候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を協働発行业務候補者として協定締結の交渉を行う。この場合において、次順位以降に協働発行业務候補者となるべき評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により協働発行业務候補者を特定する。

## 11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、協働発行业務候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により保健所健康課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者

- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

### 1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

### 1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

### 1 5 その他

- (1) 協働発行事業候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は協働発行事業候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 協働発行事業候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、協働発行事業候補者との間で協定を締結しないことがある。この場合、本市は協働発行事業候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 協働発行事業候補者について、協定締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合は、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該協定を解除することができる。この場合、本市は協働発行事業候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 協働発行事業候補者は、協定締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。